

## 第5 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（報告事項）

介護保険法等の一部改正により、小規模な通所介護事業所（定員18人以下）が地域密着型サービスへ移行したため、千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うため、報告する。

### 1 改正する条例

千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号）

### 2 改正内容（案）

- (1) 現行の千葉市指定居宅介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の内容（通所介護に関する部分のみ。（千葉市独自基準を含む。))を引き継ぐ。

	省令基準	千葉市独自基準
①事務室・相談室の設置	明確な規定なし	設置義務あり
②虐待防止研修の実施	規定なし	実施義務あり
③記録の保存期間	2年	5年

- (2) 運営推進会議の設置義務等の地域密着型サービスに特有の事項を追加する。

① 運営推進会議の設置・運営	指定地域密着型通所介護事業所は、…(略)…協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
② 地域との交流	指定地域密着型通所介護事業所は、その事業運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
③ 同一建物以外の利用者へのサービス提供に関する努力義務	指定地域密着型通所介護事業所は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

- (3) なお、本条例を改正するまでの間は、国の省令である「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)に定める指定基準が適用される。

### 3 改正のスケジュール

日程	スケジュール
7月1日～8月1日	パブリックコメント実施
9月	第3回定例議会上程
11月1日	施行(予定)